

2024年4月21日制定

日本地域学会学会賞論文賞の授賞および表彰要件に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本地域学会学会賞（奨励賞・論文賞・功績賞）に関する規程および関連規程（以下、学会賞規程等）に定める日本地域学会学会賞論文賞（以下、論文賞）の授賞および表彰の要件について定める。

(規程の優先順位)

第2条 論文賞の授賞および表彰の要件、表彰等についてはこの規程に定める他は学会賞規程等による。

(論文賞授賞者の要件)

第3条 論文賞の授賞者は学会賞規程等に定める他は国際地域学会の会員でなければならない。

(論文賞授賞対象論文)

第4条 論文賞の授賞対象となる論文は、学会賞規程等に定める他は Asia-Pacific Journal of Regional Science に発表された過去3年以内の論文であり、かつ SSCI/SCI および SCOPUS ジャーナル等で相当数の引用がなされた論文とする。

(応募、推薦および審議開始手続き)

第5条 この規程に基づいて論文賞に応募する者は Asia-Pacific Journal of Regional Science の編集委員会メンバー（Editorial Board Members）の一人から推薦されなければならない。

2. 前項の推薦者は学会賞応募要領に基づいて論文賞推薦書を作成し Asia-Pacific Journal of Regional Science の Editor-in-Chief に提出しなければならない。

3. 前項の推薦を受けた Editor-in-Chief は、第4条の規定による学会賞表彰の要件等を考慮し、必要に応じて同推薦書に意見等を付して前項の推薦書を日本地域学会学会賞に関する細則第2条に規定する学会賞選考委員会に上程する。

(改正)

第5条 この規程は、理事会の議決を経て改正することができる。

附則

この規程は、制定と同時に施行し、2025 年度における学会賞の公募から適用する。